

四万十町学校適正配置審議会長 様

四万十町長 前田



四万十町立小中学校適正配置計画(案)について(諮問)

四万十町学校適正配置審議会条例第2条の規定により、下記事項について審議をお願いし、答申及び建議いただきますよう諮問いたします。

記

1. 諮問事項

四万十町立小中学校適正配置計画(案)について

2. 諮問の趣旨

全国的に過疎化・少子化が進行する中、四万十町においても年々児童生徒の減少が進み、町立学校のほとんどが過小規模校に分類されています。

過小規模校においては、子どもの実態に即した「きめ細かな指導」や「ゆとりのある学習環境」などのメリットがある半面、外部からの影響を受けにくい切磋琢磨する機会が少なく、グループ学習などの集団を通じて行う効果的な教育活動が制約され、多様な学習機会が得られにくいなどのデメリットもあります。

そのため四万十町の将来を担う子どもたちにとって、よりよい教育環境を整備するにあたり、昨年11月に「四万十町学校適正規模・適正配置等検討委員会」から、町立小中学校の適正規模・適正配置における「教育的な観点」からの基準について答申をいただきました。これを受け、町長部局及び教育委員会で組織する「四万十町学校適正配置等推進本部」において、このたび「四万十町立小中学校適正配置計画(案)」(以下「計画(案)」という。)を別添のとおり策定しました。

計画(案)を最終的に確定し町民全体で実施していくためには、行政の視点だけでなく、町民の方々の視点も計画に反映する必要があります。そのため別添の計画(案)を町民の方々の視点で審議していただくよう諮問いたします。

「四万十町の将来を担う子どもたちにとって最もよい教育環境整備」を基本に諮問事項を審議し、答申及び必要な事項について建議をお願いします。